

労働問題について一緒に学びませんか

費
無
料

第122回労働問題研究会のご案内

日時 2026年10月26日(月) 午後6時30分～8時頃

会場 zoomによるWeb開催

主催 弁護士法人天満法律事務所

内容 A社ほか(セクハラ)事件

～東京高裁令和6年12月11日判決～

報告者

弁護士法人天満法律事務所
弁護士 倉橋 香緒莉

従業員が上司から複数のセクハラ行為を受け、精神障害を発症し、休職を余儀なくされるに至ったなどと主張して、上司及び会社に損害賠償を請求した事案です。裁判所は、送別会後のタクシー内での身体接触行為について、送別会に業務との密接な関連性があった等として使用者責任を認めました。

令和8年10月から求職者等に対するセクハラ対策が事業主の義務となり、会社のセクハラ対策への必要性が高まると予想されます。本判例を通して、会社に求められるセクハラへの対応について検討したいと思います。

◎「ご相談持ち寄りコーナー」の意見交換テーマ

メンタル疾患による長期休職者で、休職期間終了時に復職のめどがたたない場合、就業規則では退職扱いとなるが、将来にわたって紛争を回避するための会社側の留意点。

参加をご希望の方は別紙をFAXいただくか、下記QRコード・フォーム・メールよりお申込みください。

FAX 06-6365-7561

MAIL info@tenma-lo.jp

Google フォーム: <https://forms.gle/tJvuseqZYmsXZvyo8>



大阪市北区西天満2丁目2番3ユニシオ西天満二丁目A07号
弁護士法人天満法律事務所 弁護士 吉田肇 福崎浩 前川宙貴
(大阪弁護士会所属) TEL: 06-6365-7560



- 研究会にて行っております「ご相談持ち寄りコーナー」につきまして、次回開催時に
取り上げますテーマを募集致しますので、下記にご記載いただければと存じます。

《テーマ》

(

)

●第122回労働問題研究会＜2026年10月26日(月)＞に

☐出席します ⇒ 貴所のメールアドレスを下記に記載のうえfaxにてお申込みください。

メールアドレス: ☐ ()

※既にメールアドレスをご連絡下さった方は、上記□にチェックを
入れていただくだけで結構です。

御氏名: ()

※お手数ですが、出席される方全員のお名前のご記入をお願いいたします。

お電話番号: ()

☐欠席します

- ◎今後研究会のご案内をメールにてご希望の方は、お手数ですが下記□にチェックをして、メールアドレスをご記載の上ご返信下さい。既に上部にご記載いただいております方はチェックだけで結構です。

☐今後、研究会のご案内はメールで希望します。

メールアドレス ()

- ◎今後研究会のご案内が不要の方は、お手数ですが下記□にチェックをしてご返信下さい。

☐今後、研究会のご案内は不要です。

御氏名 ()